

警察庁会計事務取扱細則（昭和59年4月1日警察庁訓令第9号）

改正 昭61.4.5警庁訓9、平元.6.23警庁訓7、平7.3.29警庁訓3、平13.1.4  
警庁訓1、3.30警庁訓11、平16.4.1警庁訓7、警庁訓8、平17.4.1警庁訓  
4、平21.3.31警庁訓7、平24.3.30警庁訓4

警察庁会計事務取扱細則（昭和36年警察庁訓令第7号）の全部を改正する。

## 目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 会計機関等（第3条・第4条）
- 第3章 支出（第5条・第6条）
- 第4章 契約（第7条 第10条）
- 第5章 指導（第11条）
- 第6章 雑則（第12条 第15条）

## 附則

### 第1章 総則

#### （通則）

第1条 警察庁の会計事務の取扱いについては、財政法（昭和22年法律第34号）、会計法（昭和22年法律第35号。以下「法」という。）、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「令」という。）その他の関係法令に定めるもののほか、この訓令の定めるところによる。

#### （部局及び部局長）

第2条 この訓令において、「部局」とは、次の表の部局の欄に掲げる機関をいい、「部局長」とは、同表の部局の欄に掲げる機関ごとに、それぞれ同表の部局長の欄に掲げる官職にある者をいう。

部 局	部 局 長
警察庁内部部局及び東京都警察情報通信部	警察庁長官官房会計課長 （以下「会計課長」という。）
警 察 大 学 校	警 察 大 学 校 長
科 学 警 察 研 究 所	科 学 警 察 研 究 所 長
皇 宮 警 察 本 部	皇 宮 警 察 本 部 長

管 区 警 察 局	管区警察局長又は総務監察部長、総務部長又は総務監察・広域調整部長
管 区 警 察 学 校	管 区 警 察 学 校 長
警視庁及び道府県警察本部（北海道警察本部にあつては、北海道警察情報通信部を含む。）	都道府県警察会計担当官
北 海 道 警 察 方 面 本 部	北海道警察方面会計担当官

## 第 2 章 会計機関等

（出納官吏等）

第 3 条 法第 39 条（法第 45 条において準用する場合を含む。）の規定による出納官吏、分任出納官吏、出納官吏代理及び出納員（以下「出納官吏等」という。）の任命は、部局長が当該部局に置かれた官職を指定して行うものとする。

2 部局長は、新たに出納官吏等を任命し、又は出納官吏等の官職若しくは事務の範囲を変更したときは、速やかに所管管区警察局長又は北海道警察本部長（以下「所管管区警察局長等」という。）を経由して警察庁長官（以下「長官」という。）に別記様式第 1 の報告書を提出しなければならない。

（会計機関設置等の申請）

第 4 条 部局長は、次に掲げる事項について必要があると認めるときは、所管管区警察局長等を経由して長官に会計機関設置要求書又は代行機関設置要求書の提出を申請するものとする。

- (1) 新たに令第 139 条の 3 第 1 項に規定する会計機関（以下「会計機関」という。）又は同条第 5 項に規定する代行機関（以下「代行機関」という。）を設置すること。
- (2) 法第 48 条第 1 項の規定により、新たに会計機関、出納官吏等又は代行機関（以下「会計機関等」という。）の事務を都道府県の職員が行うこととすること。
- (3) 会計機関等又は法第 48 条第 1 項の規定により会計機関等の事務を行うこととされた都道府県の職員の官職若しくは職又は事務の範囲を変更すること。

## 第 3 章 支出

( 過年度支出の承認 )

第 5 条 令第 1 条第 2 号に規定する官署支出官は、法第 27 条の規定により過年度に属する経費の支出を決定する必要があると認めるときは、所管管区警察局長等を経由して長官に別記様式第 2 の申請書を提出し、その承認を受けなければならない。ただし、財政法第 35 条第 3 項ただし書の規定により財務大臣が指定する経費については、この限りでない。

( 小切手の償還等の請求に関する調査 )

第 6 条 令第 63 条又は出納官吏事務規程 ( 昭和 22 年大蔵省令第 95 号 ) 第 46 条 ( 同規程第 84 条において準用する場合を含む。 ) の規定による調査は、請求者から次の書類の提出を受けて行わなければならない。

- (1) 償還又は支払いの請求書
- (2) 原債権発生の原因及び日付を証明する書類 ( 出納官吏にあつては、再度の支払いの請求の原因となつた請求の内容及び日付を証明する書類 ) 並びに期限経過の理由書 ( (1) の請求書で明らかな場合を除く。 )
- (3) 小切手又は国庫金送金通知書 ( 亡失等により請求者がこれらの書類を提出できないときは、小切手にあつては除権決定の正本、国庫金送金通知書にあつてはその写し )
- (4) 代理人による請求の場合は、代理権を証明する書類
- (5) その他必要な書類

#### 第 4 章 契約

( 契約審査委員の指定 )

第 7 条 部局長は、他の部局に所属する警察庁の職員 ( 警視庁、道府県警察本部及び北海道警察方面本部に所属する警視正以上の階級にある警察官を含む。以下同じ。 ) を令第 69 条第 1 項に規定する契約審査委員に指定する必要があると認めるときは、当該他の部局長に別記様式第 3 の申請書を提出するものとする。

2 部局長は、警察庁の職員以外の職員を前項の契約審査委員に指定する必要があると認めるときは、所管管区警察局長等を経由して長官に別記様式第 4 の申請書 ( 都道府県の職員が行うこととする場合にあつては別記様式第 5 ) を提出するものとする。

(最低価格の入札者を落札者としない場合の申請等)

第8条 内閣府所管契約事務取扱細則(平成13年内閣府訓令第38号。以下「契約細則」という。)第26条の規定による申請又は令第90条(令第98条において準用する場合を含む。)の規定による調書及び書面の写しの提出は、所管管区警察局長等及び長官を経由して行わなければならない。

(契約担当官等及びその補助者以外の職員に監督又は検査を行わせる場合の申請)

第9条 法第29条の2第3項に規定する契約担当官又は法第13条第3項に規定する支出負担行為担当官(以下「契約担当官等」という。)は、法第29条の11第1項に規定する監督又は同条第2項に規定する検査を契約担当官等及びその補助者以外の職員に行わせる必要があると認められた場合であつて、当該職員が警察庁の職員であるときは、所管管区警察局長等を経由して長官に別記様式第6の申請書を提出するものとする。

2 契約担当官等は、前項の監督又は検査を警察庁の職員以外の職員に行わせる必要があると認められたときは、所管管区警察局長等を経由して長官に別記様式第7の申請書(都道府県の職員が行うこととする場合にあつては別記様式第8)を提出するものとする。

(競争参加不適合者報告書)

第10条 契約細則第62条の規定による報告は、所管管区警察局長等及び長官を経由して行わなければならない。

## 第5章 指導

(会計事務の指導)

第11条 部局長は、当該部局に所属する職員に対して、会計事務の取扱いについて指導しなければならない。

## 第6章 雑則

(会計検査院からの要求等に対する報告)

第12条 部局長(会計課長を除く。)は、次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、速やかにその旨を所管管区警察局長等を経由して会計課長に報告しなければならない。

(1) 会計検査院法(昭和22年法律第73号。以下「院法」という。)第26条又は

第28条の規定による要求、質問又は依頼を受けたとき。

- (2) 会計検査院審査規則（平成18年会計検査院規則第6号。以下「審査規則」という。）第7条第1項の規定による審査要求書等の副本の送付を受けたとき。
- (3) 審査規則第8条第2項の規定による要求を受けたとき。
- (4) 審査規則第13条第3項の規定による通知を受けたとき。
- (5) 審査規則第14条第1項の規定による審査判定書の送付又は同条第2項の規定による通知を受けたとき。

（事故報告）

第13条 部局長は、院法第27条各号に規定する事実があるとき、又は予算執行職員等の責任に関する法律（昭和25年法律第172号）第2条第1項に規定する予算執行職員について同法第3条第2項に規定する場合に該当すると認めるときは、直ちにその事実を調査して、所管管区警察局長等を経由して長官に報告しなければならない。

（会計検査院の意見を求める場合の手続）

第14条 部局長は、院法第37条第2項の規定により会計検査院の意見を求めるときは、所管管区警察局長等及び会計課長を経由しなければならない。

（事務取扱いの特例）

第15条 部局長は、当該部局の会計事務の取扱いについて、この訓令により難い特別の事情があると認めるときは、長官の承認を受けて特例を設けることができる。

附 則

この訓令は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則〔昭61.4.5警庁訓9〕

この訓令は、昭和61年4月5日から施行する。

附 則〔平元.6.23警庁訓7〕

この訓令は、平成元年7月3日から施行する。

附 則〔平7.3.29警庁訓3〕

この訓令は、平成7年4月1日から施行する。

附 則〔平13.1.4警庁訓1〕

この訓令は、平成13年1月6日から施行する。

附 則〔平13.3.30警庁訓11〕

この訓令は、平成13年4月1日から施行する。

附 則〔平16.4.1警庁訓7〕

この訓令は、平成16年4月1日から施行する。

附 則〔平16.4.1警庁訓8抄〕

1 この訓令は、平成16年4月1日から施行する。

附 則〔平17.4.1警庁訓4抄〕

(施行期日)

1 この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

附 則〔平21.3.31警庁訓7〕

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

附 則〔平24.3.30警庁訓4〕

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

別記様式第 1 ( 第 3 条関係 )

平成 年 月 日

警察庁長官 殿

部局長

官職 氏名

出納官吏等任命報告書

下記のとおり出納官吏等を任命(出納官吏等の官職(事務の範囲)を変更)したので報告します。

記

1 出納官吏等の種別

2 任命任月日

3 官 職

4 事務の範囲

備考 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 縦とすること。

2 官職又は事務の範囲の変更にあつては、従来の官職又は事務の範囲を付記すること。

別記様式第2（第5条関係）

平成 年 月 日

警察庁長官 殿

官署支出官

官職 氏名

過年度支出決定承認申請書

下記のとおり過年度に属する経費の支出を決定する必要があるので申請します。

記

所管 会計 平成 年度に係る分

項 目	金額(円)	過年度支出の決定を必要とする理由

備考1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4縦とすること。

2 目が人件費である場合は、目の細分まで記載すること。

別記様式第3（第7条関係）

平成 年 月 日

他の部局長 殿

部局長

官職 氏名

契約審査委員指定申請書

下記のとおり契約審査委員の指定を申請します。

記

1 指定する職員

所属

官職 氏名

2 事由

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4縦とすること。

別記様式第4（第7条関係）

平成 年 月 日

内閣総理大臣（警察庁長官） 殿

部局長

官職 氏名

契約審査委員指定申請書

下記のとおり契約審査委員の指定を申請します。

記

1 指定する職員

所属

官職 氏名

2 事由

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4縦とすること。

別記様式第 5 ( 第 7 条関係 )

平成 年 月 日

内閣総理大臣 ( 警察庁長官 ) 殿

部局長

官職 氏名

契約審査事務委任申請書

下記のとおり契約審査事務を都道府県の職員が行うこととしたく申請します。

記

1 事務の範囲

2 事由

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 縦とすること。

別記様式第6（第9条関係）

平成 年 月 日

警察庁長官 殿

契約担当官等

官職 氏名

監督（検査）職員任命申請書

下記のとおり監督（検査）職員の任命を申請します。

記

1 監督（検査）を行わせる職員

所属

官職

氏名

2 期 間

3 事 由

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4縦とすること。

別記様式第7（第9条関係）

平成 年 月 日

内閣総理大臣（警察庁長官） 殿

契約担当官等  
官職 氏名

監督（検査）職員任命申請書

下記のとおり監督（検査）職員の任命を申請します。

記

1 監督（検査）を行わせる職員

所属  
官職 氏名

2 期 間

3 事 由

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4縦とすること。

別記様式第 8 ( 第 9 条関係 )

平成 年 月 日

内閣総理大臣 ( 警察庁長官 ) 殿

契約担当官等

官職 氏名

監督 ( 検査 ) 事務委任申請書

下記のとおり監督 ( 検査 ) 事務を都道府県の職員が行うこととしたく申請  
します。

記

1 事務の範囲

2 期 間

3 事 由

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 縦とすること。

警察庁会計事務取扱細則の一部を改正する訓令新旧対照条文

警察庁会計事務取扱細則（昭和59年警察庁訓令第4号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行																																
<p>目次</p> <p>第1章 <u>総則（第1条・第2条）</u></p> <p>第2章 <u>会計機関等（第3条・第4条）</u></p> <p>第3章 <u>支出（第5条・第6条）</u></p> <p>第4章 <u>契約（第7条 第10条）</u></p> <p>第5章 <u>指導（第11条）</u></p> <p>第6章 <u>雑則（第12条 第15条）</u></p> <p>附則</p> <p>（部局及び部局長）</p> <p>第2条 この訓令において、「部局」とは、次の表の部局の欄に掲げる機関をいい、「部局長」とは、同表の部局の欄に掲げる機関ごとに、それぞれ同表の部局長の欄に掲げる官職にある者をいう。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">部 局</th> <th style="text-align: center;">部 局 長</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>警察庁内部部局及び東京都警察情報通信部</td> <td>警察庁長官官房会計課長（以下「会計課長」という。）</td> </tr> <tr> <td>警察大学校</td> <td>警察大学校長</td> </tr> <tr> <td>科学警察研究所</td> <td>科学警察研究所長</td> </tr> <tr> <td>皇宮警察本部</td> <td>皇宮警察本部長</td> </tr> <tr> <td>管区警察局</td> <td>管区警察局の総務監察部長、総務部長又は総務監察・広域調整部長</td> </tr> <tr> <td>管区警察学校</td> <td>管区警察学校長</td> </tr> <tr> <td>警視庁及び道府県警察本部（北海道警察本部にあつては、北海道警察情報通信部を含む。）</td> <td>都道府県警察会計担当官</td> </tr> </tbody> </table>	部 局	部 局 長	警察庁内部部局及び東京都警察情報通信部	警察庁長官官房会計課長（以下「会計課長」という。）	警察大学校	警察大学校長	科学警察研究所	科学警察研究所長	皇宮警察本部	皇宮警察本部長	管区警察局	管区警察局の総務監察部長、総務部長又は総務監察・広域調整部長	管区警察学校	管区警察学校長	警視庁及び道府県警察本部（北海道警察本部にあつては、北海道警察情報通信部を含む。）	都道府県警察会計担当官	<p>目次</p> <p>第1章 <u>総則（第1条・第2条）</u></p> <p>第2章 <u>会計機関等（第3条 第11条）</u></p> <p>第3章 <u>収入及び支出（第12条 第15条）</u></p> <p>第4章 <u>予算及び決算（第16条 第21条）</u></p> <p>第5章 <u>契約（第22条 第25条）</u></p> <p>第6章 <u>指導（第27条）</u></p> <p>第7章 <u>雑則（第28条 第31条）</u></p> <p>附則</p> <p>（部局及び部局長）</p> <p>第2条 この訓令において、「部局」とは、次の表の部局の欄に掲げる機関をいい、「部局長」とは、同表の部局の欄に掲げる機関ごとに、それぞれ同表の部局長の欄に掲げる官職にある者をいう。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">部 局</th> <th style="text-align: center;">部 局 長</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>警察庁（<u>内部部局及び東京都警察情報通信部をいう。以下同じ。</u>）</td> <td>警察庁長官官房会計課長（以下「会計課長」という。）</td> </tr> <tr> <td>警察大学校</td> <td>警察大学校長</td> </tr> <tr> <td>科学警察研究所</td> <td>科学警察研究所長</td> </tr> <tr> <td>皇宮警察本部</td> <td>皇宮警察本部長</td> </tr> <tr> <td>管区警察局</td> <td>管区警察局の総務監察部長、総務部長又は総務監察・広域調整部長</td> </tr> <tr> <td>管区警察学校</td> <td>管区警察学校長</td> </tr> <tr> <td>警視庁及び道府県警察本部（北海道警察本部にあつては、北海道警察情報通信部を含む。以下同じ。）</td> <td>都道府県警察会計担当官</td> </tr> </tbody> </table>	部 局	部 局 長	警察庁（ <u>内部部局及び東京都警察情報通信部をいう。以下同じ。</u> ）	警察庁長官官房会計課長（以下「会計課長」という。）	警察大学校	警察大学校長	科学警察研究所	科学警察研究所長	皇宮警察本部	皇宮警察本部長	管区警察局	管区警察局の総務監察部長、総務部長又は総務監察・広域調整部長	管区警察学校	管区警察学校長	警視庁及び道府県警察本部（北海道警察本部にあつては、北海道警察情報通信部を含む。以下同じ。）	都道府県警察会計担当官
部 局	部 局 長																																
警察庁内部部局及び東京都警察情報通信部	警察庁長官官房会計課長（以下「会計課長」という。）																																
警察大学校	警察大学校長																																
科学警察研究所	科学警察研究所長																																
皇宮警察本部	皇宮警察本部長																																
管区警察局	管区警察局の総務監察部長、総務部長又は総務監察・広域調整部長																																
管区警察学校	管区警察学校長																																
警視庁及び道府県警察本部（北海道警察本部にあつては、北海道警察情報通信部を含む。）	都道府県警察会計担当官																																
部 局	部 局 長																																
警察庁（ <u>内部部局及び東京都警察情報通信部をいう。以下同じ。</u> ）	警察庁長官官房会計課長（以下「会計課長」という。）																																
警察大学校	警察大学校長																																
科学警察研究所	科学警察研究所長																																
皇宮警察本部	皇宮警察本部長																																
管区警察局	管区警察局の総務監察部長、総務部長又は総務監察・広域調整部長																																
管区警察学校	管区警察学校長																																
警視庁及び道府県警察本部（北海道警察本部にあつては、北海道警察情報通信部を含む。以下同じ。）	都道府県警察会計担当官																																

(歳入徴収官等)

第3条 法第4条の2第4項の規定により指定する歳入徴収官の官職及び令第139条の2第1項又は第140条第3項の規定により指定する歳入徴収官代理の官職又は職並びにこれらの者の事務の範囲は、別表第1に定めるところによる。

(支出負担行為担当官等)

第4条 法第13条第4項において準用する法第4条の2第4項の規定により指定する支出負担行為担当官及び分任支出負担行為担当官の官職並びに令第139条の2第1項又は第140条第3項の規定により指定する支出負担行為担当官代理の官職又は職並びにこれらの者の事務の範囲は、別表第2に定めるところによる。

(支出負担行為認証官等)

第5条 法第13条の3第3項において準用する法第4条の2第4項の規定により指定する支出負担行為認証官の官職及び令第139条の2第1項の規定により指定する支出負担行為認証官代理の官職並びにこれらの者の事務の範囲は、別表第3に定めるところによる。

(支出官等)

第6条 法第24条第3項において準用する法第4条の2第4項の規定により指定する支出官の官職及び令第139条の2第1項又は第140条第3項の規定により指定する支出官代理の官職又は職並びにこれらの者の事務の範囲は、別表第4に定めるところによる。

(契約担当官等)

第7条 法第29条の2第4項において準用する法第4条の2第4項の規定により指定する契約担当官の官職及び令第139条の2第1項又は第140条第3項の規定により指定する契約担当官代理の官職又は職並びにこれらの者の事務の範囲は、別表第5に定めるところによる。

( 出納官吏等 )

第 3 条

1・2 ( 略 )

( 会計機関設置等の申請 )

第 4 条 部局長は、次に掲げる事項について必要があると認めるときは、所管管区警察局長等を経由して長官に会計機関設置要求書又は代行機関設置要求書の提出を申請するものとする。

- (1) 新たに令第139条の3第1項に規定する会計機関(以下「会計機関」という。)又は同条第5項に規定する代行機関(以下「代行機関」という。)を設置すること。
- (2) 法第48条第1項の規定により、新たに会計機関、出納官吏等又は代行機関(以下「会計機関等」という。)の事務を都道府県の職員が行うこととすること。
- (3) 会計機関等又は法第48条第1項の規定により会計機関等の事務を行うこととされた都道府県の職員の官職若しくは職又は事務の範囲を変更すること。

( 出納官吏等 )

第 8 条

1・2 ( 略 )

3 令第140条第3項及び国の債権の管理等に関する法律施行令(昭和31年政令第337号。以下「債権令」という。)第6条において準用する同令第5条第5項の規定により指定する資金前渡官吏の職及びその者の事務の範囲は、別表第6に定めるところによる。

( 代行機関 )

第 9 条 令第139条の3第2項において準用する令第139条の2第1項又は令第140条第3項及び債権令第5条の2第3項又は第6条において準用する同令第5条第5項の規定により指定された代行機関の官職又は職並びにこれらの者の事務の範囲は、別表第7に定めるところによる。

( 会計機関設置等の申請 )

第10条 部局長は、次に掲げる事項について必要があると認めるときは、所管管区警察局長等を経由して長官に会計機関設置要求書又は代行機関設置要求書を提出するものとする。

- (1) 新たに令第139条の3第1項に規定する会計機関(以下「会計機関」という。)又は代行機関を設置すること。
- (2) 法第48条第1項の規定により、新たに会計機関、出納官吏等又は代行機関の事務を都道府県の吏員をして取り扱わしめること。
- (3) 別表第1から第7までに掲げる官職若しくは職又は事務の範囲を変更すること。

( 代理開始等の報告 )

第11条 歳入徴収官代理、支出負担行為担当官代理及び支出官代理は、代理を開始し、又は終止したときは、所管管区警察局長等を経由して長官に別記様式第2の報告書を提出しなければならない。

### 第3章 支出

(過年度支出の承認)

第5条 令第1条第2号に規定する官署支出官は、法第27条の規定により過年度に属する経費の支出を決定する必要があると認めるときは、所管管区警察局長等を経由して長官に別記様式第2の申請書を提出し、その承認を受けなければならない。ただし、財政法第35条第3項ただし書の規定により財務大臣が指定する経費については、この限りでない。

(小切手の償還等の請求に関する調査)

第6条 令第63条又は出納官吏事務規程(昭和22年大蔵省令第95号)第46条(同規程第84条において準用する場合を含む。)の規定による調査は、請求者から次の書類の提出を受けて行わなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 小切手又は国庫送金通知書(亡失等により請求者がこれらの書類を提出できないときは、小切手にあつては除権決定の正本、国庫送金通知

### 第3章 収入及び支出

(徴収済額報告書の送付)

第12条 令第36条第1項及び交付税及び譲与税配付金特別会計法施行令(昭和29年政令第106号。以下「交付税特令」という。)附則第7項の規定により読み替えて適用される同令第5条第1項の規定による徴収済額報告書及び参照書類(歳入徴収官事務規程(昭和27年大蔵省令第141号)第29条第1項に規定する月計突合表の写し、差額仕訳書その他の参照書類をいう。)の送付は、所管管区警察局長等及び会計課長を経由して行わなければならない。この場合においては、歳入徴収官は、当該月の翌月の13日までに会計課長に到達するように送付するものとする。

(支出済額報告書の送付)

第13条 令第64条及び交付税特令附則第7項の規定により読み替えて適用される同令第6条第1項の規定による支出済額報告書(最終月にあつては、支出済額報告書及び日本銀行で証明を受けた歳出金現計銀行対照表の写し)の送付は、所管管区警察局長等及び会計課長を経由して行わなければならない。この場合においては、支出官は、当該月の翌月の13日までに会計課長に到達するように送付するものとする。

(過年度支出の承認)

第14条 支出官は、法第27条の規定により過年度に属する経費を支出する必要があると認めるときは、所管管区警察局長等を経由して長官に別記様式第3の申請書を提出し、その承認を受けなければならない。ただし、財政法第35条第3項ただし書の規定により大蔵大臣が指定する経費については、この限りでない。

(小切手の償還等の請求に関する調査)

第15条 令第63条又は出納官吏事務規程(昭和22年大蔵省令第95号)第46条(同規程第84条において準用する場合を含む。)の規定による調査は、請求者から次の書類を提出させて行わなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 小切手又は国庫送金通知書。ただし、亡失等によりこれらの書類を提出させることができないときは、小切手にあつては除権判決の正本、国

書にあつてはその写し)

(4)・(5) (略)

庫金送金通知書にあつてはその写しでもよい。

(4)・(5) (略)

#### 第4章 予算及び決算

(繰越しに係る支出負担行為担当官等)

第16条 法第46条の2又は第48条第1項の規定により、財政法第14条の3第1項の規定による繰越し(以下「明許繰越し」という。)の手続に関する事務を委任する職員又は吏員(以下「繰越しに係る支出負担行為担当官等」という。)及び財政法第43条の3の規定による翌年度にわたつて支出すべき債務の負担(以下「翌債」という。)の手続に関する事務を委任する職員又は吏員(以下「翌債に係る支出負担行為担当官等」という。)の官職又は職並びにこれらの者の事務の範囲は、別表第8に定めるところによる。

(明許繰越しの手続)

第17条 繰越しに係る支出負担行為担当官等は、国の会計帳簿及び書類の様式等に関する省令(大正11年大蔵省令第20号)別表第10号書式の繰越計算書の写し又は繰越額確定計算書その他必要な書類を内閣総理大臣に送付するときは、所管管区警察局長及び長官を経由しなければならない。

(翌債の手続)

第18条 翌債に係る支出負担行為担当官等は、翌年度にわたる債務負担の承認要求書の写し又は当該要求書に係る承認の通知書の写しを内閣総理大臣に送付するときは、所管管区警察局長及び長官を経由しなければならない。

(事故繰越しの手続等)

第19条 財政法第42条ただし書の規定による繰越し(以下「事故繰越し」という。)をしようとする支出負担行為担当官(都道府県警察費補助に係るものにあつては支出官)又は繰越しに係る支出負担行為担当官等以外の支出負担行為担当官で明許繰越しをしようとするものが、繰越計算書を内閣総理大臣に提出するとき、又は繰越額確定計算書により内閣総理大臣に事故繰越し又は明許繰越しに係る申請をするときは、所管管区警察局長等及び長官を経由しなければならない。

#### 第4章 契約

(契約審査委員の指定)

第7条 部局長は、他の部局に所属する警察庁の職員（警視庁、道府県警察本部及び北海道警察方面本部に所属する警視正以上の階級にある警察官を含む。以下同じ。）を令第69条第1項に規定する契約審査委員に指定する必要があると認めるときは、当該他の部局長に別記様式第3の申請書を提出するものとする。

2 部局長は、警察庁の職員以外の職員を前項の契約審査委員に指定する必要があると認めるときは、所管管区警察局長等を経由して長官に別記様式第4の申請書（都道府県の職員が行うこととする場合にあつては別記様式第5）を提出するものとする。

(歳入決算純計額報告書等の送付)

第20条 次の各号に掲げる者は、毎年度、当該各号に掲げる書類を作成し、翌年度の6月10日までに、所管管区警察局長等を経由して会計課長に送付しなければならない。

(1) 歳入徴収官 別記様式第4の歳入決算純計額報告書

(2) 支出官 別記様式第5の歳出決算純計額報告書その他必要な書類

2 支出負担行為担当官（都道府県警察費補助に係るものにあつては支出官）は、明許繰越し若しくは事故繰越し又は財政法第15条第5項に規定する国庫債務負担行為を取り扱つたときは、別記様式第6の国の債務に関する計算書を作成し、当該年度の翌年度の6月10日までに、所管管区警察局長等を経由して会計課長に送付しなければならない。

(計算書等の提出)

第21条 計算証明規則（昭和27年会計検査院規則第3号。以下「計算規則」という。）第2条第1項の規定による計算書及び証拠書類等（計算規則第35条第1項、第59条第1項及び第64条第1項に規定する証明責任者の計算証明に係るものを除く。）の提出は、会計課長を経由して行わなければならない。

#### 第5章 契約

(契約審査委員の指定)

第22条 部局長は、他の部局に所属する警察庁所属の職員（警視庁、道府県警察本部及び北海道警察方面本部以外の部局に所属する職員並びに警視庁、道府県警察本部及び北海道警察方面本部に所属する警視正以上の階級にある警察官をいう。以下同じ。）を令第69条第1項に規定する契約審査委員に指定する必要があると認めるときは、当該他の部局長に別記様式第7の申請書を提出するものとする。

2 部局長は、警察庁所属の職員以外の職員又は吏員を前項の契約審査委員に指定する必要があると認めるときは、所管管区警察局長等を経由して長官に前項の申請書を提出するものとする。

(最低価格の入札者を落札者とし不在の場合の申請等)

## 第8条 (略)

(契約担当官等及びその補助者以外の職員に監督又は検査を行わせる場合の申請)

第9条 法第29条の2第3項に規定する契約担当官又は法第13条第3項に規定する支出負担行為担当官(以下「契約担当官等」という。)は、法第29条の11第1項に規定する監督又は同条第2項に規定する検査を契約担当官等及びその補助者以外の職員に行わせる必要があると認められた場合であつて、当該職員が警察庁の職員であるときは、所管管区警察局長等を経由して長官に別記様式第6の申請書を提出するものとする。

2 契約担当官等は、前項の監督又は検査を警察庁の職員以外の職員に行わせる必要があると認められたときは、所管管区警察局長等を経由して長官に別記様式第7の申請書(都道府県の職員が行うこととする場合にあつては別記様式第8)を提出するものとする。

(競争参加不適格者報告書)

第10条 契約細則第62条の規定による報告は、所管管区警察局長等及び長官を経由して行わなければならない。

## 第5章 指導

(会計事務の指導)

## 第11条 (略)

## 第6章 雑則

(会計検査院からの要求等に対する報告)

第12条 部局長(会計課長を除く。)は、次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、速やかにその旨を所管管区警察局長等を経由して会計課長に報告しなければならない。

(1) 会計検査院法(昭和22年法律第73号。以下「院法」という。)第26条又は第28条の規定による要求、質問又は依頼を受けたとき。

(最低価格の入札者を落札者とし不在の場合の申請等)

## 第23条 (略)

(契約担当官等及びその補助者以外の職員又は吏員に監督又は検査を行わせる場合の申請)

第24条 契約担当官又は支出負担行為担当官(以下「契約担当官等」という。)は、法第29条の11第1項に規定する監督又は同条第2項に規定する検査を契約担当官等及びその補助者以外の職員又は吏員に行わせる必要があると認められたときは、所管管区警察局長等を経由して長官に別記様式第8の申請書を提出するものとする。

(新設)

(競争参加不適格者報告書)

第25条 契約細則第59条の規定による報告は、所管管区警察局長等及び長官を経由して行わなければならない。

## 第6章 指導

## 第26条 削除

(会計事務の指導)

## 第27条 (略)

## 第7章 雑則

(会計検査院からの要求等に対する報告)

第28条 部局長は、次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、速やかにその旨を所管管区警察局長等を経由して会計課長に報告しなければならない。

(1) 会計検査院法(昭和22年法律第73号。以下「院法」という。)第26条又は第28条の規定による要求、質問又は依頼を受けたとき。

- (2) 会計検査院審査規則（平成18年会計検査院規則第6号。以下「審査規則」という。）第7条第1項の規定による審査要求書等の副本の送付を受けたとき。
- (3) 審査規則第8条第2項の規定による要求を受けたとき。
- (4) 審査規則第13条第3項の規定による通知を受けたとき。
- (5) 審査規則第14条第1項の規定による審査判定書の送付又は同条第2項の規定による通知を受けたとき。

（事故報告）

第13条 部局長は、院法第27条各号に規定する事実があるとき、又は予算執行職員等の責任に関する法律（昭和25年法律第172号）第2条第1項に規定する予算執行職員について同法第3条第2項に規定する場合に該当すると認めるときは、直ちにその事実を調査して、所管管区警察局長等を経由して長官に報告しなければならない。

（会計検査院の意見を求める場合の手続）

第14条 （略）

（事務取扱いの特例）

第15条 （略）

- (2) 会計検査院審査規則（昭和52年会計検査院規則第4号。以下「審査規則」という。）第4条第1項の規定による審査要求書の副本の送付を受けたとき。
- (3) 審査規則第5条第2項の規定による要求を受けたとき。
- (4) 審査規則第7条第3項の規定による通知を受けたとき。
- (5) 審査規則第8条第1項の規定による審査判定書の送付又は同条第2項の規定による通知を受けたとき。

（事故報告）

第29条 部局長は、院法第27条に規定する事実があるとき、又は予算執行職員等の責任に関する法律（昭和25年法律第172号）第2条第1項に規定する予算執行職員について同法第3条第2項に規定する場合に該当すると認めるときは、直ちにその事実を調査して、所管管区警察局長等を経由して長官に報告しなければならない。

（会計検査院の意見を求める場合の手続）

第30条 （略）

（事務取扱いの特例）

第31条 （略）

別表第1（第3条関係）

部局	歳入徴収官	歳入徴収官代理	事務の範囲
警察庁	警察庁長官官房会計課長	警察庁長官官房長	1 当該部局に係る内閣府主管一般会計歳入の徴収に関する事務及び当該歳入金に係る債権の管理に関する事務
警察大学校	警察大学校長	警察大学校副校長	
科学警察研究所	科学警察研究所長	科学警察研究所総務部長	
皇宮警察本部	皇宮警察本部長	皇宮警察本部副本部長	
管区警察局	管区警察局の総務監察部長、総務部長又	管区警察局の総務監察部、総務部又は総務監察・広域調整部	2 当該部局（警察庁、警視庁、道府県警察本部及び北

	は総務監察・ 広域調整部長	の会計課長	海道警察方面本部に限る。)に係る内閣府、総務省及び財務省所管交付税及び譲与税配付金特別会計交通安全対策特別交付金勘定の歳入の徴収に関する事務及び当該歳入金に係る債権の管理に関する事務
管区警察学校	管区警察学校 長	管区警察学校庶務部 長	
警視庁及び道 府県警察本部	都道府県警察 会計担当官	警視庁にあつては総 務部会計課長、北海 道、埼玉県、千葉県 、神奈川県、愛知県 、京都府、大阪府、 兵庫県、広島県及び 福岡県の道府県警察 本部にあつては総務 部長、宮城県、山梨 県、岐阜県及び愛媛 県の県警察本部にあ つては総務室長、そ の他の県警察本部に あつては警務部長	
北海道警察方 面本部	北海道警察方 面会計担当官	北海道警察方面本部 警務課長	

別表第2（第4条関係）

部局又は準部 局（注）	支出負担行為 担当官	支出負担行為 担当官代理	分任支出負 担行為担当 官	事務の範囲
警察庁	警察庁長官官 房会計課理事 官	警察庁長官官 房会計課長		1 支出負 担行為担 当官及び 支出負担 行為担当 官代理に あつては (1) 当該
東京都警察 情報通信部			東京都警察 情報通信部 長	
警察大学校	警察大学校教 務部会計課長	警察大学校教 務部長		

科学警察研究所	科学警察研究所総務部会計課長	科学警察研究所総務部長		部局に係る内閣府所管一般会計歳出予算及び国庫債務負担行為に基づく支出負担行為に関する事務（分任支出負担行為担当官に係るものを除く。） (2) 当該部局（警察庁、警察庁、道府県警察本部及び北海道警察方面本部に限る。）に係る内閣府、総務省及び財務省所管交付税及び譲与税配
皇宮警察本部	皇宮警察本部会計課長	皇宮警察本部副本部長		
皇宮警察本部京都護衛署			皇宮警察本部京都護衛署長	
管区警察局	管区警察局の総務監察部、総務部又は総務監察・広域調整部の会計課長	管区警察局の総務監察部長、総務部長又は総務監察・広域調整部長		
管区警察局府県情報通信部			管区警察局府県情報通信部長	
管区警察学校	管区警察学校庶務部会計課長	管区警察学校庶務部長		
警視庁及び府県警察本部	都府県警察会計担当官	警視庁並びに埼玉県、千葉県、神奈川県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、広島県及び福岡県の府県警察本部にあつては総務部会計課長、宮城県、山梨県、岐阜県及び愛媛		

		県の県警察本部にあつては総務室会計課長、その他の県警察本部にあつては警務部会計課長		付金特別会計交通安全対策特別交付金勘定の歳出予算に基づく支出負担行為に関する事務
北海道警察本部	北海道警察会計担当官	北海道警察本部総務部会計課長		2 分任支出負担行為担当官にあつては、当該準部局に係る内閣府所管一般会計歳出予算に基づく支出負担行為に関する事務
北海道警察情報通信部			北海道警察情報通信部長	
北海道警察情報通信部方面情報通信部			北海道警察情報通信部方面情報通信部長	
北海道警察方面本部	北海道警察方面会計担当官	北海道警察方面本部会計課長		

(注) 「準部局」とは、東京都警察情報通信部、皇宮警察本部、京都護衛署、管区警察局府県情報通信部、北海道警察情報通信部及び北海道警察情報通信部方面情報通信部をいう。

別表第3(第5条関係)

部局	支出負担行為 認証官	支出負担行為 認証官代理	事務の範囲
警察庁	警察庁長官官房 会計課長	警察庁長官 官房長	支出負担行為担当官警察庁長官 官房会計課理事官が支出負担行為 を行う内閣府所管一般会計歳出予 算のうち警察法第37条及び同法施 行令第3条に基づき国が補助する 経費の支出負担行為の認証に關する 事務

別表第4（第6条関係）

部局	支出官	支出官代理	事務の範囲
警察庁	警察庁長官官房 会計課長	警察庁長官官房長	1 当該部局に 係る内閣府所 管一般会計歳 出予算の支出 に關する事務 及び当該歳出 の金額に戻入 する返納金に 係る債権の管 理に關する事 務  2 当該部局（ 警察庁、警視 庁、道府県警 察本部及び北 海道警察方面 本部に限る。） に係る内閣府 、総務省及び 財務省所管交
警察大学校	警察大学校長	警察大学校副校長	
科学警察研 究所	科学警察研究所 長	科学警察研究所総務部 長	
皇宮警察本 部	皇宮警察本部長	皇宮警察本部副本部長	
管区警察局	管区警察局の総 務監察部長、総 務部長又は総務 監察・広域調整 部長	管区警察局の総務監察 部、総務部又は総務監 察・広域調整部の会計 課長	
管区警察学 校	管区警察学校長	管区警察学校庶務部長	
警視庁及び 道府県警察 本部	都道府県警察会 計担当官	警視庁にあつては総務 部会計課長、北海道、 埼玉県、千葉県、神奈 川県、愛知県、京都府 、大阪府、兵庫県、広 島県及び福岡県の道府	

		<u>県警察本部にあつては総務部長、宮城県、山梨県、岐阜県及び愛媛県の県警察本部にあつては総務室長、その他の県警察本部にあつては警務部長</u>	<u>付税及び譲与税配付金特別会計交通安全対策特別交付金勘定の歳出予算の支出に関する事務及び当該歳出の金額に戻入する返納金に係る債権の管理に関する事務</u>
<u>北海道警察方面本部</u>	<u>北海道警察方面会計担当官</u>	<u>北海道警察方面本部警務課長</u>	

別表第5（第7条関係）

<u>部局又は準部局（注1）</u>	<u>契約担当官</u>	<u>契約担当官代理</u>	<u>事務の範囲</u>
<u>警察庁</u>	<u>警察庁長官官房会計課理事官</u>	<u>警察庁長官官房会計課課長補佐（庶務）</u>	<u>当該部局（準部局を除く。）又は当該準部局に係る法第29条に規定する契約に関する事務</u>
<u>東京都警察情報通信部</u>	<u>東京都警察情報通信部長</u>	<u>東京都警察情報通信部通信庶務課長</u>	
<u>警察大学校</u>	<u>警察大学校教務部会計課長</u>	<u>警察大学校教務部会計課課長補佐（庶務担当）</u>	
<u>科学警察研究所</u>	<u>科学警察研究所総務部会計課長</u>	<u>科学警察研究所総務部会計課長補佐（庶務担当）</u>	
<u>皇宮警察本部</u>	<u>皇宮警察本部会計課長</u>	<u>皇宮警察本部会計課調査官（注2）</u>	
<u>皇宮警察本部京都護衛署</u>	<u>皇宮警察本部京都護衛署長</u>		
<u>管区警察局</u>	<u>管区警察局の総</u>	<u>管区警察局の総務監</u>	

	<u>務監察部、総務部又は総務監察・広域調整部の会計課長</u>	<u>察部、総務部又は総務監察・広域調整部の会計課調査官（注2）</u>
<u>管区警察局府県情報通信部</u>	<u>管区警察局府県情報通信部長</u>	<u>管区警察局府県情報通信部通信庶務課長</u>
<u>管区警察学校</u>	<u>管区警察学校庶務部会計課長</u>	<u>管区警察学校庶務部会計課長補佐（庶務担当）</u>
<u>警視庁及び府県警察本部</u>	<u>都府県警察会計担当官</u>	<u>警視庁並びに埼玉県、千葉県、神奈川県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、広島県及び福岡県の府県警察本部にあつては総務部会計課長、宮城県、山梨県、岐阜県及び愛媛県の県警察本部にあつては総務室会計課長、その他の県警察本部にあつては警務部会計課長</u>
<u>北海道警察本部</u>	<u>北海道警察会計担当官</u>	<u>北海道警察本部総務部会計課長</u>
<u>北海道警察情報通信部</u>	<u>北海道警察情報通信部長</u>	<u>北海道警察情報通信部通信庶務課長</u>
<u>北海道警察学校</u>	<u>北海道警察学校長</u>	<u>北海道警察学校副校長</u>
<u>北海道警察情報通信部方面情報</u>	<u>北海道警察情報通信部方面情報</u>	<u>北海道警察情報通信部方面情報通信部通</u>

通信部	通信部長	信庶務課長
北海道警察方面本部	北海道警察方面 会計担当官	北海道警察方面本部 会計課長

(注1) 「準部局」とは、東京都警察情報通信部、皇宮警察本部、京都護衛署、管区警察局府県情報通信部、北海道警察情報通信部、北海道警察学校及び北海道警察情報通信部方面情報通信部をいう。

(注2) 会計課調査官の官職が置かれていない場合は、会計課課長補佐(庶務担当)とする。

別表第6(第8条関係)

部局	資金前渡官吏	事務の範囲
警視庁及び道府県警察本部	北海道、埼玉県、千葉県、神奈川県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、広島県及び福岡県の道府県警察本部にあつては総務部会計課長、宮城県及び岐阜県の県警察本部にあつては総務室会計課長、警視庁にあつては総務部会計課国費担当課長代理、山梨県警察本部にあつては総務室会計課次席、愛媛県警察本部にあつては総務室会計課次長、島根県、徳島県及び香川県の県警察本部にあつては警務部会計課次長、高知県警察本部にあつては警務部会計課総括補佐、その他の県警察本部にあつては警務部会計課長	当該部局に係る内閣府所管一般会計歳出予算のうち令第51条第6号に掲げる経費の支払いに関する事務(地方警務官に係るものに限る。)及び当該前渡資金に戻入する返納金に係る債権の管理に関する事務
北海道警察方面本部	北海道警察方面本部会計課長	

別表第7(第9条関係)

その1

部局	歳入徴収官の代行機関	事務の範囲
警察庁	警察庁長官官房会計課 課長補佐（出納）	<p>1 当該部局に係る内閣府主管 一般会計歳入の徴収に関する 事務のうち、次に掲げる事項 に係るもの</p> <p>(1) (目)公務員宿舍貸付料、 (目)延納利子収入及び(目) 小切手支払未済金収入</p> <p>(2) (目)土地売払代、(目)立 木竹売払代、(目)建物売払 代、(目)工作物売払代、(目) 土地及水面貸付料、(目)建 物及物件貸付料及び(目)不 用物品売払代で、それぞれ 令第99条第5号から第7号 までの規定に該当するもの</p> <p>(3) (目)弁償及違約金、(目) 返納金、(目)延滞金及び(目) 雑収で、令第99条第5号に 規定する金額以内のもの</p> <p>2 1に掲げる事項に係る債権 の管理に関する事務</p>
警察大学校	警察大学校教務部会計 課長	
科学警察研究所	科学警察研究所総務部 会計課長	
皇宮警察本部	皇宮警察本部会計課長	
管区警察局	管区警察局の総務監察 部、総務部又は総務監 察・広域調整部の会計 課長	
管区警察学校	管区警察学校庶務部会 計課長	
警視庁及び道府 県警察本部	警視庁並びに北海道、 埼玉県、千葉県、神奈 川県、愛知県、京都府 、大阪府、兵庫県、広 島県及び福岡県の道府 県警察本部にあつては 総務部会計課長、宮城	<p>1 当該部局に係る内閣府主管 一般会計歳入の徴収に関する 事務のうち、次に掲げる事項 に係るもの</p> <p>(1) (目)公務員宿舍貸付料、 (目)延納利子収入及び(目) 小切手支払未済金収入</p>

	<u>県、山梨県、岐阜県及び愛媛県の県警察本部にあつては総務室会計課長、その他の県警察本部にあつては警務部会計課長</u>	<u>(2) (目)土地売払代、(目)立木竹売払代、(目)建物売払代、(目)工作物売払代、(目)船舶売払代、(目)航空機売払代、(目)土地及水面貸付料、(目)建物及物件貸付料及び(目)不用物品売払代で、それぞれ令第99条第5号から第7号までの規定に該当するもの</u> <u>2 1に掲げる事項に係る債権の管理に関する事務</u> <u>3 当該部局に係る内閣府、総務省及び財務省所管交付税及び譲与税配付金特別会計交通安全対策特別交付金勘定の歳入の徴収に関する事務及び当該歳入金に係る債権の管理に関する事務</u>
<u>北海道警察方面本部</u>	<u>北海道警察方面本部会計課長</u>	

その2

<u>部局</u>	<u>支出負担行為担当官の代行機関</u>	<u>事務の範囲</u>
<u>警察庁</u>	<u>警察庁長官官房会計課課長補佐(出納)</u>	<u>警察庁に係る内閣府所管一般会計歳出予算に基づく支出負担行為に関する事務のうち、次に掲げる事項に係るもの</u> <u>1 職員に支給する給与、寒冷地手当、(目)児童手当及び(目)退職手当</u> <u>2 定員外職員に支給する賃金</u> <u>3 (目)委員手当</u> <u>4 (目)公務災害補償費</u>

		<p>5 (目)諸謝金のうち、団体等を対象とする調査研究委託謝金及び弁護人謝金を除いたもの</p> <p>6 職員及び委員等に支給する旅費(外国出張旅費を除く。)</p> <p>7 (目)国家公務員等共済組合負担金、(目)国有資産所在市町村交付金及び(目)国際刑事警察会議分担金</p> <p>8 (目)交際費のうち、事前に部局長の決定を経たもので、比較的少額なもの</p> <p>9 (目)賠償償還及払戻金のうち、小切手支払未済金、裁判所の確定判決又は調停に基づく賠償金等及び過誤納又は和解に基づく令第99条第7号に規定する金額を超えない払戻金等</p> <p>10 資金前渡官吏の資金交付</p>
	<p>警察庁長官官房 会計課課長補佐 (調達)</p>	<p>警察庁に係る内閣府所管一般会計歳出予算に基づく支出負担行為に関する事務のうち、次に掲げる事項に係るもの</p> <p>1 製造、物品の購入、借料並びに損料、雑役務及び物品の修理に係る契約のうち、それぞれ令第99条第2号から第4号まで及び第7号(第7号にあつては、支出の原因となるものに限る。)に該当するもの(課徴補佐(営繕)の事務の範囲に属するものを除く。)</p> <p>2 賃金、諸税、各種保険料、電気、ガス及び水道の使用料等並びに郵便及び電信電話(国際間の電信電話を含む。)の料金</p> <p>3 定期刊行物の購入及び締結された単価契約に基づいて行う契約</p>
	<p>警察庁長官官房</p>	<p>警察庁に係る内閣府所管一般会計歳出予</p>

	<p>会計課課長補佐 ( 嘗繕 )</p>	<p>算に基づく支出負担行為に関する事務のうち、<u>工事及び工事又は施設に係る物品の購入、修理若しくは製造又は雑役務に係る契約のうち、それぞれ令第99条第2号、第3号及び第7号(第7号にあつては、支出の原因となるものに限る。)</u>に該当するもの及び<u>工事又は施設に係る物品の購入、修理若しくは製造又は雑役務に係る契約のうち、それぞれ令第99条第2号、第3号及び第7号(第7号にあつては、支出の原因となるものに限る。)</u>に該当するもの</p>
<p>警視庁及び 道府県警察 本部</p>	<p>警視庁並びに北海道、埼玉県、千葉県、神奈川県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、広島県及び福岡県の道府県警察本部にあつては総務部会計課長、宮城県、山梨県、岐阜県及び愛媛県の県警察本部にあつては総務室会計課長、その他の県警察本部にあつては警務部会計課長</p>	<p>1. 当該部局に係る内閣府所管一般会計歳出予算に基づく支出負担行為に関する事務のうち、次に掲げる事項に係るもの</p> <p>(1) 職員に支給する給与、寒冷地手当、(目)児童手当及び(目)退職手当</p> <p>(2) 定員外職員に支給する賃金</p> <p>(3) (目)公務災害補償費</p> <p>(4) (目)諸謝金のうち、団体等を対象とする調査研究委託謝金及び弁護士謝金を除いたもの</p> <p>(5) 職員等に支給する旅費</p> <p>(6) 工事、製造、物品の購入、借料並びに損料、雑役務及び物品の修理に係る契約のうち、それぞれ令第99条第2号から第4号まで及び第7号(第7号にあつては、支出の原因となるものに限る。)に該当するもの</p> <p>(7) 賃金、諸税、各種保険料、電気、ガス及び水道の使用料等並びに郵便及び電信電話(国際間の電信電話を含む。)の料金</p>
<p>北海道警察 方面本部</p>	<p>北海道警察方面本部会計課長</p>	

- (8) 定期刊行物の購入及び締結された単価契約に基づいて行う契約
  - (9) (目)国家公務員等共済組合負担金及び(目)国有資産所在市町村交付金
  - (10) (目)賠償償還及払戻金のうち、小切手支払未済金、裁判所の確定判決又は調定に基づく賠償金等及び過誤納又は和解に基づく令第99条第7号に規定する金額を超えない払戻金等
  - (11) 資金前渡官吏の資金交付
- 2 当該部局に係る内閣府、総務省及び財務省所管交付税及び譲与税配付金特別会計交通安全対策特別交付金勘定の歳出予算に基づく支出負担行為に関する事務

その3

部局	支出官の代行機関	事務の範囲
警察庁	警察庁長官官房会計課課長補佐(出納)	1 <u>当該部局に係る内閣府所管一般会計歳出予算の支出に関する事務のうち、次に掲げる事項に係るもの</u>
警視庁及び道府県警察本部	警視庁並びに北海道、埼玉県、千葉県、神奈川県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、広島県及び福岡県の道府県警察本部にあつては総務部会計課長、宮城県、山梨県、岐阜県及び愛媛県の県警察本部にあつては総務室会計課長、そ	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) <u>支出負担行為担当官の代行機関が行う支出負担行為の確認(支出負担行為認証官が行つたものを除く。)及びこれに係る支出</u></li> <li>(2) <u>支出負担行為担当官の代行機関の官職にある者が欠け、又は出張、休暇、欠勤等のため、その職務を行うことができない場合において、代行機関の行うべき事務を支出負担行為担当官が自ら行つたときの当該支出負担行為の確認及びこれに係る支出</u></li> <li>(3) <u>支出負担行為担当官の代行機関</u></li> </ul>

	<u>の他の県警察本部 にあつては警務部 会計課長</u>	<u>を命ぜられた者が、当該支出負担 行為担当官の代理に指定されるこ とによつて代行機関としての権限 が停止され、代理として職務を執 行する場合において、代行機関が 行うべきこととされている支出負 担行為を行つたときの当該支出負 担行為の確認及びこれに係る支出</u>
<u>北海道警察 方面本部</u>	<u>北海道警察方面本 部会計課長</u>	<u>2 当該部局に係る内閣府所管一般会 計歳出予算の支出済となつた歳出金 を当該歳出の金額に戻入する返納金 に係る債権の管理に関する事務</u> <u>3 当該部局（警察庁を除く。）に係 る内閣府、総務省及び財務省所管交 付税及び譲与税配付金特別会計交通 安全対策特別交付金勘定の歳出予算 の支出に関する事務及び当該歳出の 金額に戻入する返納金に係る債権の 管理に関する事務</u>
<u>警察大学校</u>	<u>警察大学校教務部 会計課長</u>	<u>1 当該部局に係る内閣府所管一般会 計歳出予算の支出に関する事務のう ち、次の掲げる事項の支出負担行為 の確認及びこれに係る支出に関する 事務</u>
<u>科学警察研 究所</u>	<u>科学額警察研究所 総務部会計課長</u>	<u>(1) 職員に支給する給与、寒冷地手 当、(目)児童手当及び(目)退 職手当</u>
<u>皇宮警察本 部</u>	<u>皇宮警察本部会計 課長</u>	<u>(2) 定員外職員に支給する賃金</u>
<u>管区警察局</u>	<u>管区警察局の総務 監察部、総務部又 は総務監察・広域 調整部の会計課長</u>	<u>(3) (目)公務災害補償費</u>
<u>管区警察学 校</u>	<u>管区警察学校庶務 部会計課長</u>	<u>(4) (目)諸謝金のうち、団体等を対 象とする調査研究委託謝金及び弁 護人謝金を除いたもの</u>
		<u>(5) 職員等に支給する旅費（外国出</u>

張旅費を除く。)

- (6) 工事、製造、物品の購入、借料並びに損料、雑役務及び物品の修理に係る契約のうち、それぞれ令第99条第2号から第4号まで及び第7号(第7号にあつては、支出の原因となるものに限る。)に該当するもの
  - (7) 賃金、諸税、各種保険料、電気、ガス及び水道の使用料等並びに郵便及び電信電話(国際間の電信電話を含む。)の料金
  - (8) 定期刊行物の購入及び締結された単価契約に基づいて行う契約
  - (9) (目)国家公務員等共済組合負担金及び(目)国有資産所在市町村交付金
  - (10) (目)交際費のうち、事前に部長の決定を経たもので、比較的少額のもの
  - (11) (目)賠償償還及払戻金のうち、小切手支払未済金、裁判所の確定判決又は調停に基づく賠償金等及び過誤納又は和解に基づく令第99条第7号に規定する金額を超えない払戻金等
  - (12) 資金前渡官吏の資金交付
2. 当該部局に係る内閣府所管一般会計歳出予算の支払済となつた歳出金を当該歳出の金額に戻入する返納金に係る債権の管理に関する事務

別表第8(第16条関係)

部局	繰越しに係る支出負担行為担当官等	翌債に係る支出負担行為担当官等	事務の範囲
管区警察局	(支出負担行為担当官)(注)管区警察局の総務監察部、総務部又は総務監察・広域調整部の会計課長		当該委任を受けた支出負担行為担当官が支出負担行為を行う歳出予算のうち繰越明許費に係るものの明許繰越し又は翌債の手續に関する事務
管区警察学校	(支出負担行為担当官)(注)管区警察学校庶務部会計課長		当該委任を受けた支出負担行為担当官が行う翌債の手續に関する事務
警視庁及び道府県警察本部	(支出負担行為担当官)(注)都道府県警察会計担当官		当該委任を受けた支出負担行為担当官が支出負担行為を行う歳出予算のうち繰越明許費に係るものの明許繰越し又は翌債の手續に関する事務
	(支出官)(注)都道府県警察会計担当官		支出負担行為担当官警察庁長官官房会計課理事官が支出負担行為を行う歳出予算のうち、当該委任を受けた支出官が当該支出負担行為に基づき支出する繰越明許費に係るものの明許繰越し又は翌債の手續に関する事務

(注) 支出負担行為担当官又は支出官に事故がある場合は、当該支出負担行

別記様式第1（第3条関係）

		平成 年 月 日
警察庁長官 殿		
	部局長	
	官職	氏名
出納官吏等任命報告書		
下記のとおり出納官吏等を任命（出納官吏等の官職（事務の範囲）を変更）したので報告します。		
記		
1	出納官吏等の種別	
2	任命年月日	
3	官職	
4	事務の範囲	

- 備考1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4縦とすること。  
2 官職又は事務の範囲の変更にあつては、従来の官職又は事務の範囲を付記すること。

為担当官代理又は当該支出官代理とする。

別記様式第1（第8条関係）

		平成 年 月 日
警察庁長官 殿		
	部局長	
	官職	氏名
出納官吏等任命報告書		
下記のとおり出納官吏等を任命（出納官吏等の官職（事務の範囲）を変更）したので報告します。		
記		
1	出納官吏等の種別	
2	任命年月日	
3	官職・氏名	
4	事務の範囲	

- 備考1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4縦とすること。  
2 官職又は事務の範囲の変更にあつては、従来の官職又は事務の範囲を付記すること。

別記様式第2（第11条関係）

		平成 年 月 日
警察庁長官 殿		
	官代理	
	官職（職）	氏名
代理開始（終止）報告書		
下記のとおり事務の代理を開始（終止）したので報告します。		
記		
1	官	
		官職（職） 氏名

別記様式第2（第5条関係）

平成 年 月 日

警察庁長官 殿

官署支出官  
官職 氏名

過年度支出決定承認申請書

下記のとおり過年度に属する経費の支出を決定する必要があるので申請  
します。

記

所管 会計 平成 年度に係る分

項 目	金 額（円）	過年度支出の決定を必要とする理由

- 備考1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4縦とすること。  
2 目が人件費である場合は、目の細分まで記載すること。

2 \_\_\_\_\_ 官代理

官職（職） 氏名

3 開始（終止）年月日

平成 年 月 日

4 事由

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4縦とすること。

別記様式第3（第14条関係）

平成 年 月 日

警察庁長官 殿

支出官  
官職 氏名

過年度支出承認申請書

下記のとおり過年度に属する経費を支出する必要があるので申請します。

記

総理所管一般会計 平成 年度に係る分

項 目	金 額（円）	過年度支出を必要とする理由

- 備考1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4縦とすること。  
2 人件費の目は、目の細分まで記載すること。

別記様式第4（第20条関係）

平成 年度歳入決算純計額報告書  
( )

主（所）管 会計

控除事項 等	控除等 金額	歳入科目	対応 (所管又は	歳出科目	備 考

	(円)	部	款	項	目	特別会計)	組 織	項	目	細 分
歳入決算 額(A)										
〔控除事 項〕										
控除金額 合計(B)										
差引純計 額(A-B)										

備考1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4横とすること。

2 対国分と対政府関係機関分とは別葉に作成し、( )内にその別を記載すること。

別記様式第5(第20条関係)

平成 年度歳出決算純計額報告書 ( )											
所管					会計						
控除事項 等	控除等 金額 (円)	歳出科目				対応 (所管又は 特別会計)	歳入科目				備 考
		組 織	款	項	細 分		部	款	項	目	
歳出決算 額(A)											
〔控除事 項〕											
控除金額 合計(B)											
差引純計 額(A-B)											

備考1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4横とすること。

2 対国分と対政府関係機関分とは別葉に作成し、( )内にその別を記載すること。

別記様式第6(第20条関係)

その1

平成 年度一般会計国の債務に関する計算書

(明許繰越し又は事故繰越し)

組織・ 事項	既往年度 からの繰 越債務額 (円)	左のうち 本年度の 債務消滅 額	差引額 (円)	本年度の債 務負担額中 翌年度への 繰越債務額 (円)	翌年度への繰 越債務額(円 )	備考
合計						

備考1 用紙の大きさは、日本工業規格A列横とすること。

2 「備考」欄には、限度額を記載すること。

その2

平成 年度一般会計国の債務に関する計算書

(国庫債務負担行為)

組織・ 事項	既往年度 からの繰 越債務額 (円)	左のうち 本年度の 債務負担 額	計(円)	本年度の債 務消滅額(円)	翌年度への繰 越債務額(円 )	備考



下記のとおり契約審査委員の指定を申請します。

記

1 指定する職員

所属

官職 氏名

2 事由

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4縦とすること。

別記様式第5（第7条関係）

平成 年 月 日

内閣総理大臣（警察庁長官） 殿

部局長

官職 氏名

契約審査事務委任申請書

下記のとおり契約審査事務を都道府県の職員が行うことといたく申請します。

記

1 事務の範囲

2 事由

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4縦とすること。

別記様式第6（第9条関係）

平成 年 月 日

警察庁長官 殿

契約担当官等

官職 氏名

監督（検査）職員任命申請書

下記のとおり監督（検査）職員の任命を申請します。

記

1 監督（検査）を行わせる職員

（新設）

別記様式第8（第24条関係）

平成 年 月 日

内閣総理大臣（警察庁長官） 殿

契約担当官等

官職 氏名

監督（検査）職員任命申請書

下記のとおり監督（検査）職員の任命を申請します。

記

1 監督（検査）を行わせる職員（吏員）

	所属 官職	氏名
2 期間		
3 事由		

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4縦とすること。

別記様式第7（第9条関係）

	平成 年 月 日	
	内閣総理大臣（警察庁長官） 殿	
	契約担当官等	
	官職	氏名
	監督（検査）職員任命申請書	
	下記のとおり監督（検査）職員の任命を申請します。	
	記	
1	監督（検査）を行わせる職員	
	所属	
	官職	氏名
2 期間		
3 事由		

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4縦とすること。

別記様式第8（第9条関係）

	平成 年 月 日	
	内閣総理大臣（警察庁長官） 殿	
	契約担当官等	
	官職	氏名
	監督（検査）事務委任申請書	
	下記のとおり監督（検査）事務を都道府県の職員が行うこととしたく申請します。	

	所属 官職（職）	氏名
2 期間		
3 事由		

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4縦とすること。

（新設）

（新設）

記

1 事務の範囲

2 期間

3 事由

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4縦とすること。